

クライアントアラート 2026年3月12日

米国、連邦最高裁判決を受け IEEPA 関税を終了

ウィリアム モラン | 矢倉信介 | 齊藤理木

トランプ政権が国際緊急経済権限法 (International Emergency Economic Powers Act, IEEPA) に基づき課していたすべての米国関税は、2026年2月24日東部時間午前0時をもって終了しました¹。この措置は、2026年2月20日に連邦最高裁判所が下した *Learning Resources, Inc. v. Trump* 判決を受けたものです。同判決では、IEEPA は大統領に関税を課す権限を付与していないと判断されました²。IEEPA に基づく関税は違法と判断されたものの、これまでに支払われた関税の還付方法については、連邦最高裁判所は判断を下さず、下級裁判所に差し戻しました。今後数週間のうちにさらなる動きが見込まれます。

2025年のトランプ政権による IEEPA 関税を巡る訴訟

今回の連邦最高裁判所の上訴審では、2025年前半に米国企業や州政府などが複数の裁判所に提起した IEEPA 関税に対する一連の訴訟が統合されました。これらの訴訟では、いわゆる IEEPA 「トラフィック関税」 (Trafficking Tariffs) (カナダ、メキシコ及び中国に対するもの) 及び、ほぼすべての米国貿易相手国に影響を及ぼした IEEPA 「相互関税」 (Reciprocal Tariffs) が争点となりました。下級審判決の後、トランプ政権は連邦最高裁判所に上訴しました。連邦最高裁判所は2025年9月及び10月に書面提出を受け、2025年11月に口頭弁論を実施しました³。

連邦最高裁判所の判断

連邦最高裁判所の多数意見は、米国憲法及び IEEPA 条文に基づき、IEEPA は大統領に関税を課す権限をいかなる場合にも付与していないと判断しました。連邦最高裁判所は改めて示したとおり、米国憲法は、税及び関税を課す権限を連邦議会 (Congress) のみに付与しており、大統領には平時において関税を課す固有の権限はないと確認しました。そして、大統領が IEEPA に基づき関税を課すためには、議会から明示的に関税権限の委任を受けている必要があると結論づけました。

次に、連邦最高裁判所は IEEPA の条文を検討し、議会が IEEPA を通じて大統領に関税権限を委任していないと判断しました。すなわち、IEEPA は大統領に「輸入を規制する (regulate...importation)」権限を与えているものの、ここでいう「規制 (regulate)」という文言には、関税や税を課す権限は含まれないと判断し、「『通商を規制する権限』は『税を課す権限』とは完全に異なる」と述べました。

下級審への差戻しと還付手続の今後

連邦最高裁判所は、過去に支払われた違法関税の還付手続については判断せず、この問題を下級裁判所の裁量に委ねました。そのため本件は現在、還付手続の具体的な進め方を決定するため、下級裁判所に差し戻されています。

¹ CSMS # 67834313 - [Ending Collection of International Emergency Economic Powers Act Duties](#), February 22, 2026.

² *Learning Resources, Inc. v. Trump*, 24-1287.

³ *Learning Resources, Inc., et al., Petitioners v. Donald J. Trump, President of the United States, et al.* 最高裁事件記録をご参照ください。

差戻後は、米国国際貿易裁判所（Court of International Trade、CIT）が還付手続を主導すると見込まれており、CITはこれまでも、「政府が違法に関税を徴収した場合、再清算及び還付を命じる明示的な権限を有する」と述べています⁴。

本判決の影響を受ける関税措置

本判決により、米国税関・国境警備局（Customs and Border Protection、CBP）が IEEPA に基づく関税の徴収を継続することは違法となりました。この義務を実施するため、トランプ大統領は 2026 年 2 月 20 日、IEEPA に基づきこれまで課していたすべての関税を可能な限り速やかに終了する旨の大統領令を発令しました⁵。

さらに、CBP は 2026 年 2 月 22 日、「2026 年 2 月 24 日東部時間午前 0 時以降に消費目的で輸入される貨物又は保税倉庫から消費目的で引き出される貨物について、IEEPA に基づくすべての関税徴収を停止する。」とのガイダンスを公表しました。

Learning Resources 事件の原告は、IEEPA 相互関税及びカナダ、中国、メキシコに対するフェンタニル関連トラフィック関税のみを争っていましたが、トランプ政権は 2 月 20 日の大統領令により、IEEPA に基づくすべての関税を終了することを選択しました。その結果、以下の大統領令に基づく関税措置はすべて撤廃されました。

- **対中国トラフィック関税**—中国からのすべての輸入品に対する 10%（以前は 20%）の関税。2025 年 2 月 1 日付大統領令 14195 号（その後の改正を含む）により発令⁶。
- **対カナダトラフィック関税**—USMCA の特惠待遇を受けないカナダからの輸入品に対する 35%（一部のエネルギー・鉱物・肥料製品は 10%）の関税。2025 年 2 月 1 日付大統領令 14193 号（その後の改正を含む）より発令⁷。
- **対メキシコトラフィック関税**—USMCA の特惠待遇を受けないメキシコからの輸入品に対する 25%（一部肥料製品については 10%）の関税。2025 年 2 月 1 日付大統領令 14194 号（その後の改正を含む）より発令⁸。
- **グローバル相互関税**—最低税率 10%、最大 41%の「相互関税（Reciprocal Tariffs）」であり、Section 232 関税の対象となっている、又はその他の理由により免除されている場合を除き、ほぼすべての国および大半の品目に対する関税。2025 年 4 月 2 日付大統領令 14257 号（その後の改正を含む）より発令⁹。
- **対ブラジル追加関税**—ブラジルからの輸入品の大部分に対する 40%の追加 IEEPA 関税。2025 年 7 月 30 日付大統領令 14323 号より発令¹⁰。
- **対インド追加関税（ロシア石油関連）**—2025 年 8 月 27 日から 2026 年 2 月 7 日まで効力を有した、インドからの輸入品の大部分に対する 25%の追加 IEEPA 関税。当該関税は相互関税（Reciprocal Tariff）に上乗せされる形で適用されたものである。2025 年 8 月 6 日付大統領令 14329 号（その後の改正を含む）（いわゆる対ロシア「セカンダリー関税（Secondary Tariff）命令」と呼ばれる）より発令¹¹。

⁴ [AGS Co. Automotive Sols. v. U.S. Customs & Border Prot.](#), Consol. Court No. 25-00255, Slip Op. 25-154 (Ct. Int'l Trade December 15, 2025)

⁵ Executive Order 14389 of February 20, 2026: "[Ending Certain Tariff Actions](#)," 91 FR 9437.

⁶ Executive Order 14195 of February 1, 2025: "[Imposing Duties To Address the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China](#)," 90 FR 9121.

⁷ Executive Order 14193 of February 1, 2025: "[Imposing Duties To Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Northern Border](#)," 90 FR 9113.

⁸ Executive Order 14194 of February 1, 2025: "[Imposing Duties To Address the Situation at Our Southern Border](#)," 90 FR 9117

⁹ Executive Order 14257 of April 2, 2025: "[Regulating Imports With a Reciprocal Tariff To Rectify Trade Practices That Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits](#)," 90 FR 15041.

¹⁰ Executive Order 14323 of July 30, 2025: "[Addressing Threats to the United States by the Government of Brazil](#)," 90 FR 37739

¹¹ See Executive Order 14329 of August 6, 2025: "[Addressing Threats to the United States by the Government of the Russian Federation](#)," 90 FR 38701、及び同大統領令を改正した Executive Order 14384 of February 6, 2026: "[Modifying](#)

- 「セカンダリー関税」 (Secondary Tariff) 命令—トランプ政権は、キューバ¹²、ベネズエラ¹³、ロシア、及びイラン¹⁴と石油その他特定製品の取引を行う国に対し、IEEPA に基づく関税を課す制度を創設する大統領令を発令しておりましたが、最高裁判決が下された時点では、これらの制度に基づき実際に適用された関税はありませんでした。

デミニミス制度停止の状況—現制度の維持

2025年8月29日、トランプ大統領は通関上のデミニミス制度（注：低額貨物について関税等の税金免除・緩和を認める制度）を停止し、800ドル以下の貨物についても米国への無税輸入を認めない措置を導入しました。これにより、低額貨物に対しても IEEPA 関税を含むすべての適用可能な関税が課されることとなりました。このデミニミス停止措置は IEEPA を根拠としており、IEEPA に基づくフェンタニル関連トラフィック関税及び相互関税に関する大統領令と連動する形で導入されていました。

その後、IEEPA に基づくフェンタニル関連関税及び相互関税の大統領令が終了した後もデミニミス停止措置を維持するため、トランプ大統領は 2026年2月20日に新たな大統領令を発令し、これにより当該停止措置の法的根拠が変更されました¹⁵。この点に関する CBP のガイダンスによれば、この新たな大統領令により何ら内容が変更されることはなく、従来のデミニミス停止措置はそのまま維持されます¹⁶。

IEEPA に基づかない関税措置は影響なし

トランプ政権が IEEPA 以外の関税権限に基づいて課している関税は、今回の判断の影響を受けません。

これには、中国及びニカラグアからの輸入品に対する Section 301 関税のほか、鉄鋼及び鉄鋼派生品、アルミニウム及びアルミニウム派生品、乗用車・ライトトラック及び部品、銅及び銅派生品、木材 (timber)、製材 (lumber) 及び木材製品、トラック・バス及びトラック部品、並びに限定された一部の先端半導体の品目の輸入に対して世界的に適用される Section 232 関税が含まれます。

相互貿易協定 (Agreements on Reciprocal Trade) の状況

トランプ政権が締結した相互貿易協定 (Agreements on Reciprocal Trade, ARTs) における関税に関する約束の多くは、2025年4月2日付 IEEPA 関税大統領令（その後の改正を含む）に基づく関税を前提としています。例えば、米国—カンボジア間の ART では、トランプ政権が特定の製品について追加関税の例外を認めるとして「米国は 2025年4月2日付大統領令 14257 号に定められた当該製品に対する追加の従価関税率を適用しない。」と規定されており、また、カンボジアからの輸入品に対して 19%の IEEPA 相互関税を課す取り決めとして「2025年4月2日付大統領令 14257 号（その後の改正を含む）に定める追加の従価関税率は 19%を上限とする。」とも規定されています¹⁷。

IEEPA 関税に関する同様の文言は、これまでに締結されたすべての ART に含まれています。ただし、一部の協定（例えば、EU、韓国、及び日本との間の暫定合意など）では、特定の Section 232 調査の対象となる製品について関税の上限を設定する規定も含まれています。しかしながら、連邦最高裁判決及びトランプ大統領による IEEPA 関税の全面撤廃命令を受け、ART において定められていた IEEPA 関税率の上限や特定製品の例外措置は、実質的な利益をもたらさなくなります。

[Duties To Address Threats to the United States by the Government of the Russian Federation](#),” 91 FR 6501 をご参照ください。

¹² Executive Order 14380 of January 29, 2026: “[Addressing Threats to the United States by the Government of Cuba](#),” 91 FR 5085

¹³ Executive Order 14245 of March 24, 2025: “[Imposing Tariffs on Countries Importing Venezuelan Oil](#),” 90 FR 13829.

¹⁴ Executive Order 14382 of February 6, 2026: “[Addressing Threats to the United States by the Government of Iran](#),” 91 FR 6493

¹⁵ Executive Order 14388 of February 20, 2026: “[Continuing the Suspension of Duty-Free De Minimis Treatment for All Countries](#),” 91 FR 9433.

¹⁶ CSMS #67845486 - [Continuing the Suspension of Duty-Free De Minimis Treatment for All Countries](#), February 23, 2026.

¹⁷ [Agreement Between the United States of America and the Kingdom of Cambodia on Reciprocal Trade](#), October 26, 2025.

その結果、現在、ART の法的根拠は不確実なものとなっており、これらの協定について再交渉、修正又は失効が生じる可能性があります。現時点では、各貿易相手国が ART の再交渉を求めるのか、それとも現状のまま維持するのかは不明です。

なお、米国通商代表部（USTR）が新たに提案している Section 301 調査は、交渉におけるトランプ政権の交渉力を維持し、各国に ART の遵守を促すことを目的としている可能性があります。また、トランプ大統領は、各国が交渉を遅延させようとした場合には、さらなる関税引き上げを行う可能性も示唆しています。

本クライアントアラート又は国際通商に関する事項についてさらに情報をご希望の場合は、以下に記載のホワイト&ケースのグローバル国際通商プラクティスに所属するパートナー又はシニア弁護士までご連絡ください。

David Bond	Washington, D.C. Partner	dbond@whitecase.com
Ryan Brady	Washington, D.C. Partner	ryan.brady@whitecase.com
Cristina Brayton-Lewis	Washington, D.C. Partner	cbraytonlewis@whitecase.com
Jay Campbell	Washington, D.C. Partner	jcampbell@whitecase.com
Nicole Erb	Washington, D.C. Partner	nerb@whitecase.com
Farhad Jalinous	Washington, D.C. Partner	farhad.jalinous@whitecase.com
David Lim	Washington, D.C. Partner	david.lim@whitecase.com
Jessica Lynd	Washington, D.C. Partner	jessica.lynd@whitecase.com
Gregory Spak	Washington, D.C. Partner	gspak@whitecase.com
Francisco de Rosenzweig	Mexico City Partner	frosenzweig@whitecase.com
Carlos Vejar	Mexico City Local Partner	carlos.vejar@whitecase.com
James Killick	Brussels Partner	jkillick@whitecase.com
Sara Nordin	Brussels Partner	snordin@whitecase.com
Jasper Wauters	Geneva Partner	jasper.wauters@whitecase.com
Charles Julien	Geneva Partner	charles.julien@whitecase.com
Ed Pearson	London Senior Associate	ed.pearson@whitecase.com
Orion Berg	Paris Partner	oberg@whitecase.com
William Moran	Tokyo Partner	wmoran@whitecase.com

（本稿は、弊所のクリスティナ・コルネホ、マット・ソロモン及びイアン・サッコマノ（シニア・トレードアナリスト）が執筆した同内容のクライアントアラートを和訳の上調整しております（原文はこちら：[United States terminates IEEPA-based tariffs following supreme court decision](#)）。

ホワイト&ケース法律事務所
 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
 （外国法共同事業）

〒100-0005
 東京都千代田区丸の内 1-8-3
 丸の内トラストタワー本館 26 階
 T +81 3 6384 3300

本稿において、ホワイト&ケースとは、ニューヨーク州で登録されたリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP、英国法に基づくリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP その他の関連パートナーシップ、会社及び団体からなる国際的な法律事務所を意味します。

本稿は、当事務所のクライアントまたはその他の関係者を対象に一般的な情報を提供するために作成されたものであり、本稿の性質上、包括的な助言を提供するものではなく、またそれを意図したものではありません。本稿は、一般的な内容を述べたものであって、法的助言を提供するものではありません。

© 2026 White & Case LLP